



平成29年度 家庭ごみ収集カレンダー (平成29年4月から平成30年3月まで)

ごみは指定袋で区名・氏名の方を前に向けて整理して、収集日の朝8時までに決められたごみ集積所(ごみステーション)に出してください。

祝日収集します

前日や夜中は近隣の迷惑、交通の妨げ、不審火のもとになりますので必ず当日に出しましょう。

ごみ袋は・・・

区名

納米里
荻素
新屋町上
東邦自治会

分別	ごみ収集日(※祝日収集します)						
燃やせるごみ	毎週月・木曜日						
プラスチック類	毎週水曜日						
燃やせないごみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
燃やせないごみ	1・15日	6・20日	3・17日	1・15日	5・19日	2・16日	
ペットボトル有害ごみ	8・22日	9・23日	9・24日	8・25日	8・22日	8・22日	
資源物	11・25日	12・26日	13・27日	11・28日	11・25日	9・23日	
燃やせないごみ	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃やせないごみ	7・21日	4・18日	2・16日	6・20日	3・17日	3・17日	
ペットボトル有害ごみ	10・27日	10・24日	8・22日	12・26日	9・23日	9・23日	
資源物	13・28日	11・25日	9・23日	13・27日	10・24日	10・24日	

ごみ袋などには区名及び氏名を書いてください	町指定半透明袋又は高密度ポリエチレン製表示の半透明袋	スーパーバッグ(レジ袋)	半透明のビニール袋	ダンボール箱	紙袋及びダンボール箱
燃やせるごみ(生ごみ・貝殻・木・草の葉など)	○	×	×	×	×
プラスチックごみ	○	○	○	×	×
燃やせないごみ	○	○	○	×	×

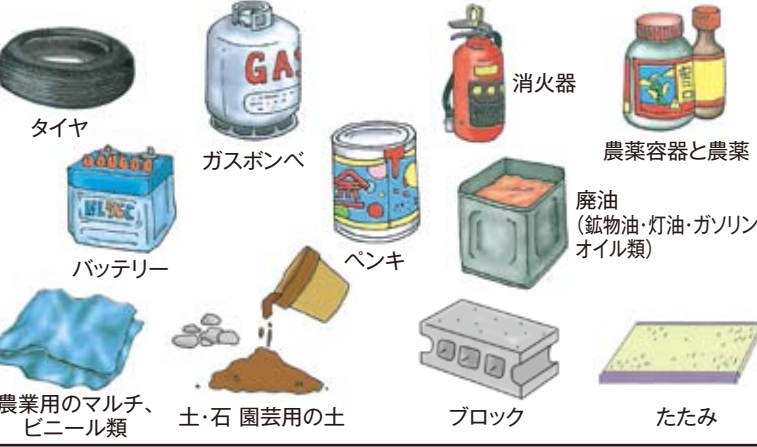
※町指定半透明袋で、炭酸カルシウム30%以上混入の表示があるものは、燃やせるごみで使用できます。
 ※ダンボール箱は、資源物として出してください。
 ※紙袋は「雑紙」です。資源物として出してください。

4

ごみの分け方と出し方 (袋には、区名・班・氏名を書いてください。)

燃やせるごみ	植木・板くず(長さ50cm以内) 紙おむつ 草・花(根についた土を払い落とす) 雑巾布きれ 貝殻	台所ごみ(よく水切りをして出す) 落葉など	壊してから出すもの タンス・木の机・下駄箱(名札を添付)(長さ50cm以内)	袋で出す場合一度に5袋までにして出す。 台所のごみはよく水を切り、町指定袋に入れ、口を結ぶ。 木の枝、竹、およびタンスなどの木製品は50cm以内に切り、麻ひも・紙ひも・縄などで束ねて紙に氏名を書いたものを添付する。また、枝の太さは直径10cm以内のもの。 直径10cmを超えるものは、燃やせないごみに出すか自主搬入。(1度に出す束は5束まで、6束以上は自己搬入) プラスチック類・金具類は、取り外して出す。机など金属が外れない場合は、燃やせないごみに出す。 資源物にならない雑巾、布きれ、ハギレ、切った下着、穴あき靴下、ストッキング、毛糸など。 串やようしなど先のとがったものは、二つに折る。 生ごみはコンポストや生ごみ処理機などで減量につとめてください。(補助金制度あり) ※「雑紙」は燃やせるごみではありません。資源物として出してください。
	卵パック 調味料の容器など(フタを外す) 発泡スチロール スーパーの袋・菓子の袋・ラップ類 洗剤・シャンプーの容器(中を洗浄する) プラスチック製の食品容器・調味料袋(薬は燃やせるごみ)	プラスチック製容器包装 プラスチック製食品容器・調味料袋(薬は燃やせるごみ)	その他プラスチック類 衣装ケースなど ポリバケツ プラスチック製コンテナ・カゴ 洗面器 プラスチック製食器・容器、ケース 定規など文房具 CDやDVD・カセットテープ・FDなどのケース おもちゃ(プラスチックのもの)	中身を使い切って、水洗いするか拭き取ってから、袋に入れて出す。 フタを、必ずはずして出す。 レジ袋、菓子の袋、ビニール袋などの袋類。菓子の包みや総菜などのラップ類。 プリン、アイス、ヨーグルトなどのカップ類。弁当がら。食品トレイ。各種パック類。 歯みがき、練りわさび、マヨネーズ、化粧品などのチューブ類。(フタ・キャップを外す) プラスチック製のフタ、キャップ類。発砲スチロールの箱。緩衝材。梱包材。 ソース等調味料、洗剤、シャンプーなどのボトル類。(フタ・キャップを外す) カップめんや弁当についている調味料など小さい容器や袋。包装用フィルム類。 レトルト食品など(カレー、中華丼、牛丼など)のアルミコーティング袋。
燃やせないごみ	鏡・電球など 鉢・食器・灰皿・花瓶など ガラス製品 乳白色の化粧品のびん(フタを外す) 靴類 オアシス CD、DVDカセットテープ、ビデオテープ ポット	埋立ごみ 鏡・電球など 鉢・食器・灰皿・花瓶など ガラス製品 乳白色の化粧品のびん(フタを外す) 靴類 オアシス CD、DVDカセットテープ、ビデオテープ ポット	びん以外のガラス製品(コップ、皿、食器、花瓶、板ガラスなど)は、袋に入れて出す。 袋に入れて出すものには、氏名を書く。 おもちゃ(金属を含むものは、できるだけ分別し、素材ごとに出す。)乾電池・バッテリーは外す。 自分で外せる金属類は外して出す。 アルミ箔、鍋焼きうどんなどのアルミ皿、アルミホイールなど。	
	扇風機 ステレオ ラジオカセット 時計 ビデオデッキ 電話機 電卓 炊飯器	小型家電 扇風機 ステレオ ラジオカセット 時計 ビデオデッキ 電話機 電卓 炊飯器	電池を使用しているものは、電池を取り外す。 炊飯器の内釜は、資源物で出す。 テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン、携帯電話、原付バイクは、町では収集しませんので、集積所に出さないでください。 処理方法は、「ごみの出し方便利帳」の12、13、14ページを参照してください。 簡単に取れるプラスチック・金属は取り外し、その他プラスチックや資源物に出す。	
ペットボトル	ペットボトル 乾電池 蛍光灯(使い捨てライター)	ペットボトル 乾電池 蛍光灯(使い捨てライター)	容器の中身を使いきって、中をきれいに洗う。 容器に取り付けてある紙ラベルは、取り外す。 スーパーバッグなどの袋から出して、ペットボトル収集用ボックスに入れる。 ※PET1の識別表示マーク(♻️)が付いているものに限りです。 乾電池は、集積所に配置した「カンデンチ」と書いた1斗缶に入れる。 ニカド電池、ボタン電池は、できるだけ販売店に返却する。 使い捨てライターは、使い切った後、 蛍光灯(電球型蛍光灯も含む)、使い捨てライターは集積所に配置した、蛍光灯用コンテナに裸のまま入れる。 割れてしまった蛍光灯は、レジ袋(なるべく透明なもの)等に入れてコンテナに出す。	
資源物	やかん・鍋・空き缶・その他鉄くず・トタン板・ハリガネハンガー・物干しざお・園芸用支柱 びんのふた(金属) 自転車・三輪車(金属製のもの) こうもり傘 各種ストーブ 電子レンジ・トースター	金属類 やかん・鍋・空き缶・その他鉄くず・トタン板・ハリガネハンガー・物干しざお・園芸用支柱 びんのふた(金属) 自転車・三輪車(金属製のもの) こうもり傘 各種ストーブ 電子レンジ・トースター	物干しざおなどビニール被覆されたスチール製品は2m以内に短くして出す。 空き缶(1,000ミリリットル以下)は、集積所に用意されたカゴの中に入れる。袋などから取り出してカゴに入れる。空き缶以外のものはカゴに入れない。 スプレー缶類は、使いきり、穴をあけられる場合は穴をあけ、カゴに入れる。 石油ストーブなどの灯油は、必ず抜き、本体の底部もカラにする。 こうもり傘は、布・ビニールなどを取り除いて出す。 ペン缶は、中のペンキを取り出して出す。(少量の中身は燃やせるごみ)(缶は資源物) 缶詰などの缶類は、中身を使い切って(中身を出して)、水で軽くすすいで出す。	
	ビールびん、酒びん、コーラびんなどのリサイクルびん 使い捨てびん 化粧品のびん(乳白色の化粧品のびんは埋立ごみ) ※びん以外のガラス製品は埋立ごみに出す。	びん類 ビールびん、酒びん、コーラびんなどのリサイクルびん 使い捨てびん 化粧品のびん(乳白色の化粧品のびんは埋立ごみ) ※びん以外のガラス製品は埋立ごみに出す。	紙類 新聞紙 雑誌 「雑紙」 ダンボール箱 牛乳等紙パック(中を水洗いし、切り開き乾燥して束ねる) 古着 ビニール袋に入れる(結び口を下にして出す) かばん・バッグ(布・皮革) 毛布 カーテン	「雑紙」は資源物として出してください。 古紙はダンボール、新聞、雑誌及び雑紙、牛乳等紙パックの4種類にし、それぞれ紙ひもで十分に縛り出す。 ※牛乳等紙パックは、内側がコーティングされているもの(ジュースパック、酒パック等)も出してよい。 折込チラシは新聞と一緒に紙ひもで縛って出す。 紙袋、包装紙、カタログ、封筒等の「雑紙」は雑誌と一緒に紙ひもで縛って出す。 細かい「雑紙」は、持ち手部分が紙製の紙袋にためておき、一杯になったら持ち手部分を縛り出す。又は紙袋全体を紙ひもで縦に縛り出す。 ※細かい「雑紙」は、町指定ごみ袋に入れて出す。 衣類等の布類はビニール袋等に入れ、濡れないようにする。

町が収集しないごみ → 購入業者(販売店)で引き取ってもらうか、処理業者に処理を頼んでください。



リサイクル法対象機器

(1) 家電: テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン・室外機

(2) パソコン: 衣類乾燥機

(3) バイク: (画像あり)

※町では、収集しません。

注意事項

- ごみを直接持ち込む場合は排出確認のため、免許証等身分を証明するものを持参してください。(「第4版 ごみの出し方便利帳」の1ページ下段を参照)
- 直接持ち込む場合にも、「ごみの分け方と出し方」の例にならない必ず分別して持ち込んで下さい。
- 事業系一般廃棄物は有料ですので、焼却場へ問い合わせてください。
- 商店・事業所など、事業活動に伴って発生するごみは、産業廃棄物です。産業廃棄物は、町では回収処理しません。産業廃棄物処理業者に委託してください。
- 粗大ごみ(家具等)は、受付後、最終処分場に運搬をお願いしています。
- 医療廃棄物は、診療を受けている医療機関に持ち込んで処理してください。

ごみについての問い合わせは

長泉町塵芥焼却場

☎ 986-8393
FAX 988-8432

※「第4版ごみの出し方便利帳」もご覧ください。

※「第4版 ごみの出し方便利帳(平成26年4月各戸配布)」の13-14ページを参照してください。

